

尼崎市就学前教育ビジョン

～官民幼保の就学前教育施設等が共に「後伸びする力」「生きる力」を育みます～

—目次—

§1 尼崎市就学前教育ビジョンの策定趣旨

- 1 背景 3
- 2 就学前教育施設の現状 4
 - (1) 就園状況等
 - (2) 取組と課題等

§2 尼崎市が目指す就学前教育の取組

- 1 3つの柱の推進 10
 - 柱1 就学前教育の質の向上
 - 柱2 インクルーシブ教育の推進
 - 柱3 幼稚園・保育所と小学校の円滑な接続
- 2 「幼児教育アドバイザー」の配置 16

§3 市立幼稚園の運営体制等

- 1 市立幼稚園の役割 17
- 2 市立幼稚園の再配置 17
 - (1) 再配置する幼稚園の考え方
 - (2) 存続する園の今後について
 - (3) 学級定員の考え方
 - (4) 通園補助等
- 3 インクルーシブ教育の充実 22
 - (1) 教育期間(保育年齢)の見直し
 - (2) 受入人数の拡充
- 4 幼保連携等による取組 23
 - (1) 一時預かり事業の拡充
 - (2) 跡地活用等
 - (3) 認定こども園

§4 スケジュール

..... 25

§5 尼崎市就学前教育ビジョンの実施期間等

..... 25

本ビジョンでは、市内の幼稚園、保育所、認定こども園等の就学前教育施設（0歳～5歳）を対象にしておりますが、それらの施設においては、幼稚園教育要領等に基づき幼児教育に取り組んでいることなどから、「就学前教育・保育」ではなく「就学前教育」という文言を統一して使用しております。

§1 尼崎市就学前教育ビジョンの策定趣旨

1 背景

尼崎市では、平成 26 年 12 月に「就学前の子どもの教育・保育についての基本的な考え方」を策定し、本市の未来を担う子どもの健やかな成長を支えるために、家庭・子ども施設・地域及び行政が共通認識のもと、それぞれの役割を果たすことができるよう、就学前における子どもの教育・保育の基本的な考え方をまとめました。

現在、市立の幼稚園と保育所、私立の幼稚園と保育園、私立の認定こども園等の就学前教育施設については、この考え方を基本にそれぞれが創意工夫をしながら就学前教育を推進しております。

そのような中、市立幼稚園においては、平成 24 年 8 月に策定した「尼崎市立幼稚園教育振興プログラム」における 6 つの柱に基づき、教育内容の充実に係る取組を実施してきましたが、少子化の影響や就労と子育てを両立する家庭の増加等に伴う保育需要の増加等により、園児数が大幅に減少し、一方では、特別な支援が必要な子どもの入園割合が増加傾向にある中、特別支援教育のあり方についても検討が必要な状況にあります。

また、私立幼稚園等においても同様に、園児数が減少し、特別な支援が必要な子どもが増加している傾向にあります。

さらに、近年における子どもを取り巻く環境の変化により、本市全体の保育需要は増加の一途にあり、待機児童の解消は、本市の子育て支援を推進していく中で、喫緊の課題となっております。

国においては、幼児教育の質の向上を目的に、幼児教育施設における教育等の内容の基準である幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（以下「幼稚園教育要領等」）が平成 29 年 3 月に告示され、「育みたい資質・能力」「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」を共通化して明確にすることで、その内容に一層の整合性が図られ、平成 30 年度から新たな幼稚園教育要領等に基づいた現場での実践が始まっております。

また、幼稚園教育要領等と小学校学習指導要領において、幼児教育と小学校教育との円滑な接続が重視される中、令和 3 年 7 月に文部科学省が「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」を設置し、令和 5 年 2 月まで「幼保小の架け橋プログラム」¹についての協議が行われました。

さらに、令和 5 年度には、こども及びこどもの家庭の福祉の増進及び保健の向上、その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援、こどもの権利利益の擁護に関する事務を行うために、政府のこども政策を一元的に推進する「こども家庭庁」が設立され、更には、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」の策定が予定される等、近年における幼児教育を巡る国の政策は大きな動きを見せております。

本市では、このような状況に対応するため、令和 3 年度に「尼崎市立幼稚園のあり方検討会」を設置し、将来に向けた市立幼稚園に求められる機能・役割の再整理、幼保連携による機能整理や少子化を見据えた効果・効率的な運営体制等について検討いただいた報告書の内容等も踏まえ、官民幼保の就学前教育施設における教育内容等の充実策や連携方法、更には、今後の市立幼稚園に求められる機能・役割や少子化を見据えた効果・効率的な運営体制等について、その方向性や取組等を示す「尼崎市就学前教育ビジョン」を策定しました。

本ビジョンのもと、市立の幼稚園と保育所、私立の幼稚園と保育園、私立の認定こども園等の関係者、学校関係者、保護者や地域の人々と共に、就学前の教育内容の充実に図り、子どもたちの「後伸びする力」「生きる力」を育みます。

¹ 子供に関わる大人が立場を越えて連携し、架け橋期（義務教育開始前後の 5 歳児から小学校 1 年生の 2 年間）にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人一人の多様性に配慮した上で全ての子供に学びや生活の基盤を育むことを目指すものです。

2 就学前教育施設の現状

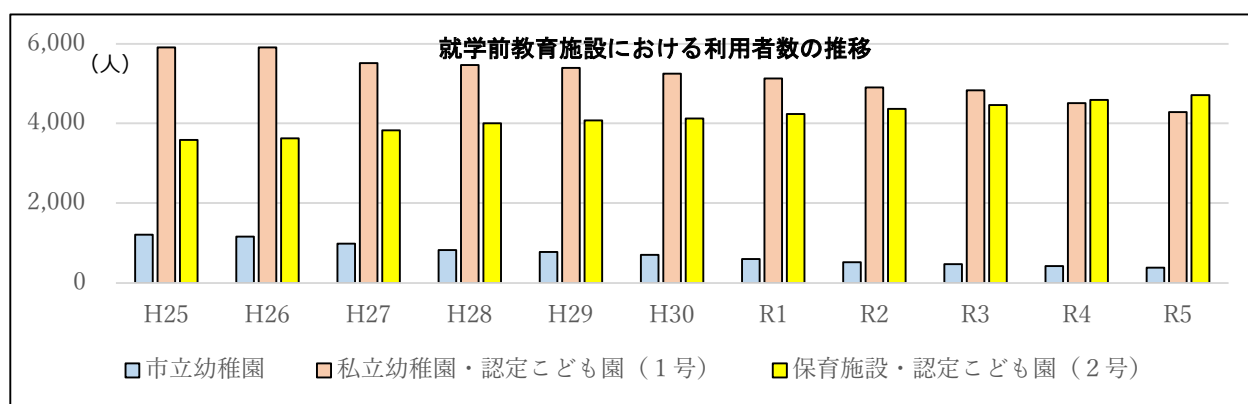
(1) 就園状況等

① 市内の就学前教育施設における就園状況

市立幼稚園の園児数は、平成 25 年度は 1,210 人でしたが、令和 5 年度は 380 人であり、この 10 年間で約 7 割減少しております。また、私立幼稚園・認定こども園（1号）の園児数は、平成 25 年度は 5,908 人でしたが、令和 5 年度現在では 4,281 人であり、この 10 年間で年々減少しております。

一方、保育施設・認定こども園（2号）を利用する子どもの数は、平成 25 年度は 3,584 人でしたが、令和 5 年度は 4,711 人であり、この 10 年間で約 3 割増加しております。

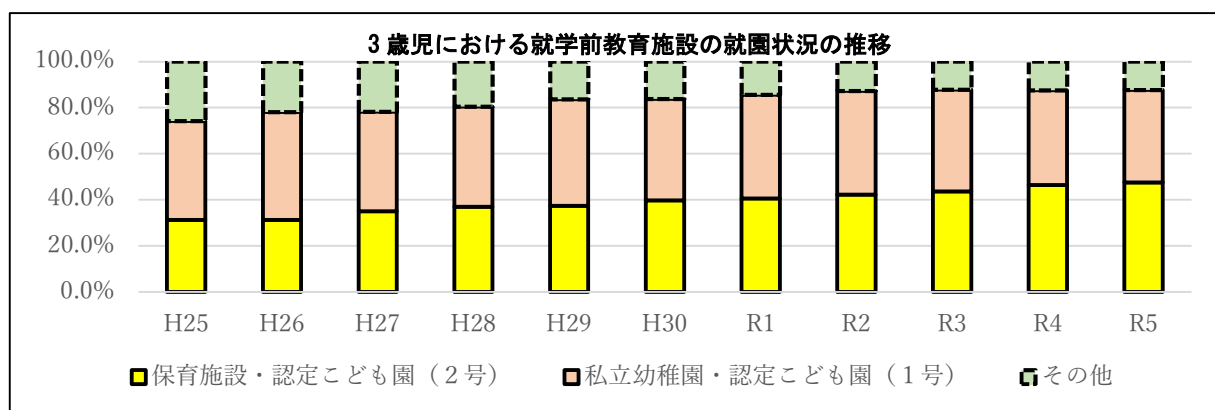
なお、3 歳児における就学前教育施設の就園状況は、平成 25 年度の私立幼稚園や保育施設の利用者の割合は全体の約 7 割でしたが、令和 5 年度では約 9 割まで増加する等、3 歳児から就学前教育施設へ子どもを預ける保護者の需要は年々増加しており、そういった背景には、保育施設等を利用しながら就労と子育てを両立する家庭の増加や幼児教育・保育の無償化の開始等、子育て環境の変化による影響が大きいものと考えられます。



※ 市立幼稚園、私立幼稚園・認定こども園（1号）の利用者は各年 5 月 1 日、保育施設・認定こども園（2号）の利用者は各年 4 月 1 日時点

(単位：人)

施設区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
市立幼稚園	1,210	1,161	987	826	771	703	594	518	470	420	380
私立・認こ（1号）	5,908	5,902	5,514	5,465	5,389	5,246	5,127	4,899	4,832	4,510	4,281
保育・認こ（2号）	3,584	3,620	3,811	3,991	4,071	4,119	4,232	4,365	4,468	4,592	4,711



※ 私立幼稚園・認定こども園（1号）の利用者は各年 5 月 1 日、保育施設・認定こども園（2号）の利用者は各年 4 月 1 日時点

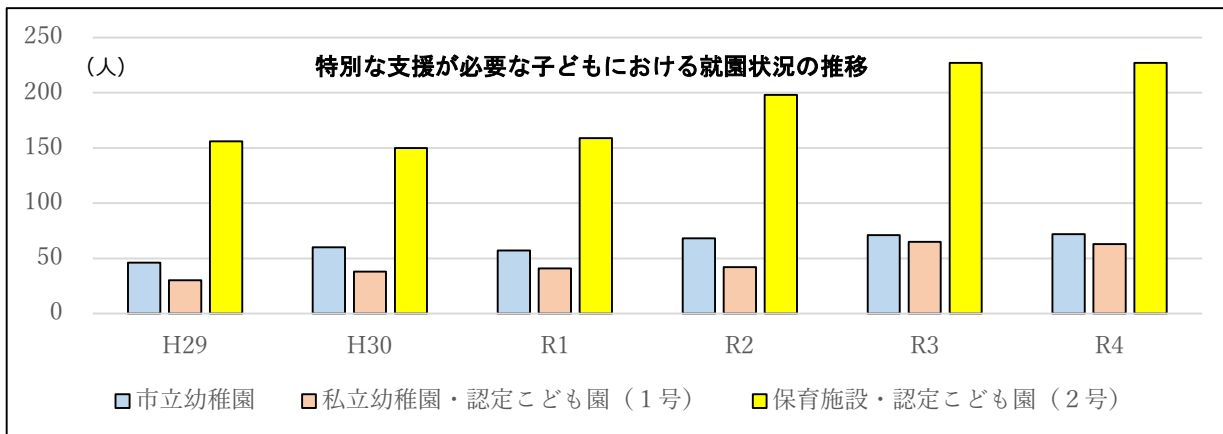
(単位：%)

施設区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
その他（在宅など）	25.7	21.9	21.8	19.5	16.4	16.2	14.4	12.8	12.3	12.5	12.3
私立・認こ（1号）	43.1	46.9	43.1	43.6	46.2	44.1	45.0	45.0	44.2	41.1	40.2
保育・認こ（2号）	31.2	31.2	35.1	36.9	37.4	39.7	40.6	42.2	43.5	46.4	47.5

② 特別な支援が必要な子どもの就園状況

就学前教育施設における特別な支援が必要な子どもの利用者数は、近年、増加傾向にあります。

市立幼稚園においては、平成 29 年度は 46 人でしたが、令和 4 年度では 72 人、また、私立幼稚園・認定こども園（1号）や保育施設・認定こども園（2号）においても、平成 29 年度は、それぞれ 30 人、156 人でしたが、令和 4 年度ではそれぞれ 63 人、255 人と、年々増加しております。



※市立幼稚園は各年 5 月 1 日の特設学級の在園児数

※私立幼稚園・認定こども園（1号）は、各年の兵庫県が実施する「特別支援教育振興事業」等の対象児数

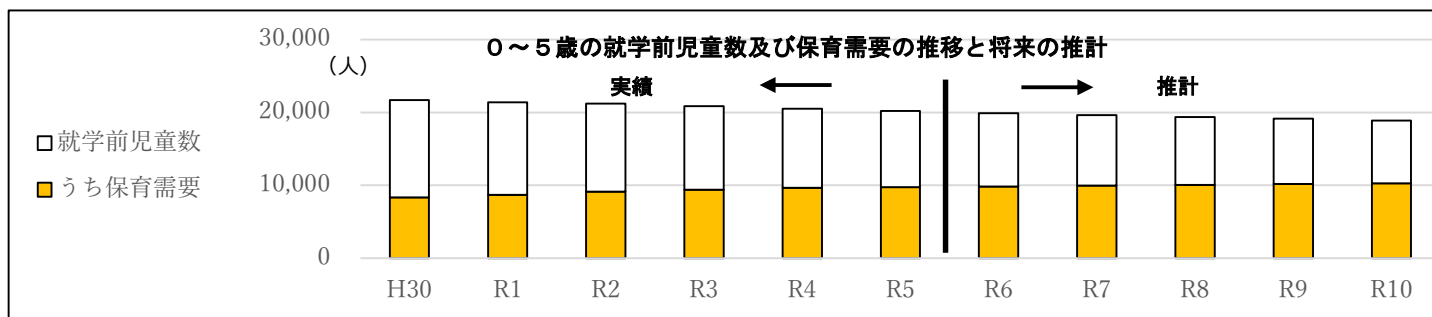
※保育施設・認定こども園（2号）は、各年の「尼崎市法人保育施設障害児保育事業」等の対象児数

施設区分	H29	H30	R1	R2	R3	R4
市立幼稚園	46	60	57	68	71	72
私立・認こ（1号）	30	38	41	42	65	63
保育・認こ（2号）	156	150	159	198	227	255

③ 就学前児童数及び保育需要の推移と将来の推計

本市における 0 歳から 5 歳の就学前児童数は、平成 30 年度は 21,709 人であったのに対し、令和 6 年度は 1 万人台となり、その後も減少しながら推移し、令和 10 年度には 18,866 人まで減少していくことが予想されます。

一方で、そのうち保育需要については、平成 30 年度は 8,347 人でしたが、令和 8 年度は 1 万人台まで増加し、その後も更に増加しながら推移していくことが見込まれます。



※将来の推計は、「第 2 期尼崎市子ども・子育て支援事業計画の中間年見直しについて」の計算方法を使用しており、R6 以降の就学前児童数の推計は平成 30 年から令和 4 年までの住民基本台帳の人口を基に、コーホート変化率法を用いて算出し、R6 以降の保育需要は令和 2 年から令和 4 年までのニーズの伸び率等を前年の人数に乗じて算出

区分	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
就学前児童数	21,709	21,400	21,230	20,883	20,492	20,071	19,913	19,645	19,354	19,151	18,866
うち保育需要	8,347	8,714	9,138	9,380	9,659	9,992	9,856	9,958	10,063	10,170	10,280

(2) 取組と課題等

本項目では、平成 26 年 12 月に策定した「就学前の子どもの教育・保育についての基本的な考え方」に基づき、これまで、官民幼保の就学前教育施設で実施してきた教育内容や幼保小の連携、更には、現在、特別な支援が必要な子どもが増加し本市の課題となっている、インクルーシブ教育の取組状況や課題等を記載しております。

① 就学前の教育内容等

主な取組（成果等）

- 本市における就学前教育については、平成 26 年 12 月に「就学前の子どもの教育・保育についての基本的な考え方」を策定し、リーフレットを中心に就学前教育施設や就学前の子どもをもつ保護者を対象に情報発信しております。
- また、市立の幼稚園では平成 24 年 8 月に策定した「尼崎市立幼稚園教育振興プログラム」における 6 つの柱、市立の保育所では平成 19 年 9 月に策定した「公立保育所の今後の基本的方向」における公立保育所が今後果たすべき役割に基づき、それぞれの取組を進めてきたところです。
- 市立の幼稚園・保育所については、それぞれにおいて、年度ごとに分野別・キャリア別等の研修計画を作成し、研修を実施することや兵庫県が主催する研修等に参加するとともに、研究会を設置し、必要に応じて学識経験者の指導や助言を受けながら、幼稚園教育要領・保育所保育指針の共通理解や教育実践上の課題の解消、特別な支援が必要な子どもの対応に関する事例研究等を行うことにより、教職員の資質向上を図っております。
- 私立の幼稚園・保育園等については、各団体（私立幼稚園連合会、法人保育園会）において、年度ごとに分野別等の研修計画を作成し、研修を実施することや本市や兵庫県、教育・保育関連団体が実施する研修等に参加するとともに、事例研究を行い、兵庫県下の施設の教職員が集まる場で、研究発表を行うほか、公開教育や研究会等、各園の方針に基づく様々な取組を実施することで、教職員の資質向上を図っております。
- これらの各園所が実施する特色ある就学前教育の方針や取組内容については、各団体等が実施する行事をはじめ、リーフレット等の紙媒体やホームページ等の電子媒体を活用し、効果的な情報発信に取り組んでおります。
- さらに、各園所では、地域のすべての子どもたちの健やかな成長を目指すことを目的に、地域の未就園児を対象とした親子での体験保育事業、子育てについて不安や悩みなどを抱える家庭に対する育児相談、更には、園庭開放等の地域開放事業、世代間交流事業、異年齢児交流事業、育児講座、一時預かり事業等、各園所の創意工夫による地域の子育て支援事業に取り組んでおります。

課題等

- 幼稚園教育要領等が平成 29 年 3 月に改訂され、「育みたい資質・能力」「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」について内容が共通化される中、就学前の教育内容が、どのように
 - ▶ 「育みたい資質・能力」を育み、それが「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」につながっているのか、
 - ▶ 小学校以降の「後伸びする力」「生きる力」（非認知能力等）につながっているのか、等の見える化や就学前教育施設等への情報発信が十分にできていない状況です。
- 就学前教育施設における各団体の研究会や各園における教育内容の研究・実践結果等について、市内の就学前教育施設間で情報発信や情報共有、意見交換等が十分にできていない状況です。
- また、就学前教育施設で実施している地域の子育て支援事業や発達相談等の実施内容についても、市内の就学前教育施設間で情報発信や情報共有、意見交換等が十分にできていない状況です。
- 学識経験者からの指導や助言を受ける機会はあるものの、就学前教育施設へ教育内容にかかる専門的なアドバイス等をするための仕組みが十分に整備されておられません。

- 本市の就学前の教育方針である「就学前の子どもの教育・保育についての基本的な考え方」について、国の政策や本市の就学前教育の現状を踏まえた改訂を検討する必要があります。

② インクルーシブ教育

主な取組（成果等）

（市立幼稚園）

- 特別な支援が必要な子どもを支援するため、平成 27 年度から各年齢定員 5 人（1 人の教員配置）とする特設学級を全園（以前は 6 園）に設置しておりますが、その特性を把握した上で、通常学級と同じ集団の中で活動を行う等、「共に育つ」ことを意識したインクルーシブ教育に取り組んでおります。なお、特別な支援が必要な子どもの入園にあたっては、特別支援教育専門相談員の助言等を踏まえて、園長が判断している状況にあります。
- 平成 27 年度に臨床心理士の資格若しくは幼稚園や小学校の教員免許を有する特別支援教育専門相談員を尼崎市教育委員会内に配置し、当該相談員が各園へ巡回し、特別な支援が必要な子どもの対応方法に関する教員への指導・助言（入園時を含む）、更には、子どもの発達に不安や悩みを抱える在園児や未就園児の保護者への相談を受け、指導・助言すること等により、教員は援助の仕方が明確になり、保護者は家庭での関わり方が明確になる等の効果が見られております。
- 近年、通常学級と特設学級の狭間にある子どもが増加している状況を踏まえ、当該子どもに対する支援をはじめ学級全体の教育に係る支援体制の強化を目的に、令和 3 年度より全園に教育支援員を 1 人ずつ配置することで、子どもが教育活動にスムーズに参加しやすくなった事例が多く見られるとともに、保護者からも教育支援員の支援に対する安心感の声があがっております。
- 令和 5 年度の園児募集においては、特設学級の定員 5 人の枠を超えた応募があった園（4 園）において、受入を可能とするとともに、教育支援員の配置を強化することにより、当該子どもに係る教育支援体制の充実を図っております。
- 特設学級を担当する教員に対する専門性を高めるための研修を実施するとともに、特別支援学校教員、大学教員や医師等を講師に招聘し、研究会を実施しております。
- 外国籍の子どもについては、多文化共生支援員（市）派遣事業を活用し、希望に応じた受け入れを行っております。

（公立保育所）

- 特別な支援が必要な子どもを支援するため、2 人の障害児に対して職員 1 人を配置する中、「共に育つ」ことを意識した障害児保育に取り組んでおります。なお、障害児の入所については、入所調整や医師等で構成される連絡調整会議での意見を踏まえ判断しております。
- また、外国籍の子どもの入所についても、入所調整を踏まえ受け入れを行っております。
- 子どもの発達に不安や悩みを抱える入所児等の保護者の相談を職員が受け、指導・助言すること等により、保護者は家庭での関わり方が明確になる等の効果が見られております。
- 障害児を担当する職員に対する専門性を高めるための研修を実施するとともに、学識経験者などを講師に招聘し、研究会を実施しております。

(私立幼稚園・保育園等)

- 子どもの入園の考え方・受入人数、教職員の配置、特別な支援が必要な子どもの対応方法、教職員に対する指導・助言や在園児・未就園児の保護者の相談や担当する教職員への専門性を高めるための研修等については、各園の方針に基づき実施しております（例えば、職員配置についてはフリーの教職員を配置、教職員への指導・助言や在園児や未就園児の保護者の相談において、私立の幼稚園等では兵庫県の私立幼稚園等子育て支援カウンセラー事業を、私立の保育園等では保育所等訪問支援事業の活用等。）。
- 外国籍の子どもについては、基本的に各園の実情に応じた受け入れを行っております。

課題等

(就学前教育施設全体)

- 就学前教育施設における各団体の研究会や各園における外国籍の子どもを含めたインクルーシブ教育の研究・実践結果や特別な支援が必要な子どもの就園方法、小学校への引継方法等について、市内の就学前教育施設間で情報発信や情報共有、意見交換等が十分にできていない状況です。
- 学識経験者からの指導や助言を受ける機会はあるものの、就学前教育施設へ特別な支援が必要な子どもの支援方法等にかかる専門的なアドバイス等をするための仕組みが十分に整備されておられません。

(市立幼稚園)

- 令和 6 年度以降においても特別な支援が必要な子どもの入園希望者が増加していくことが見込まれるため、今後、希望する園に入園できないという事態を可能な限り無くしていくとともに、子ども一人一人の発達の特성에応じた適切な支援等を行っていくための持続可能な支援体制の構築が必要であります。
- 市立幼稚園の特設学級への入級にあたっては、特別支援教育専門相談員からの助言等を踏まえて、園長が判断してきましたが、当該子どもの成長にとって今必要なのは集団保育か或いは個別の療育か等の判断が難しく、また、発達の特性が多様化する中で、1 人の教員が子ども 5 人に対する支援を行うことは難しい状況にあります。
- 特別支援教育専門相談員への教員や保護者の相談件数が増加しており、また、低年齢児にかかる相談件数も増加傾向にあるため、相談体制をより一層充実していく必要があります。

(私立幼稚園等)

- また、特別な支援が必要な子どもが増加しているため、私立幼稚園等においても、特別な支援が必要な子どもを受け入れるための環境を整備する必要があります。

③ 幼保小連携

主な取組（成果等）

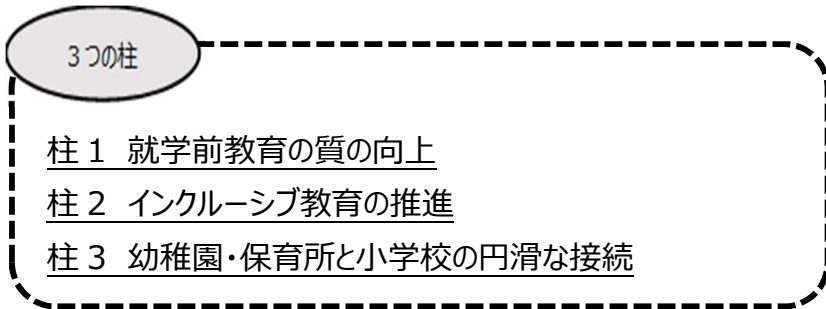
- 平成 26 年度に、市立の幼保小の代表者を構成員とする「幼保小連携推進委員会」を設置し、幼保小の連携について意見交換を行う中で、平成 29 年 3 月に「幼保小連携教育カリキュラム（冊子）」を作成し、平成 30 年度からは、私立の幼稚園と保育園、私立の認定こども園の代表者が本委員会の構成員に加わり、学識経験者からの指導や助言を受けながら、幼保小連携推進事業の取組内容の共有や円滑な接続に向けた意見交換等に取り組んでおります。
- 就学前教育施設や小学校に向けた取組としては、「全体研修会」や「地区別情報交換会」を実施し、学識経験者からの指導や助言を受けながら、幼保小の連携について理解を深めるとともに、各地区（市立幼稚園を軸に 9 地区に割振）の現状等を踏まえて意見交換等に取り組んでおります。また、就学前教育や小学校教育について知る機会を持つため、「公開教育」を実施しております。
- 就学前教育施設と小学校間における施設の相互利用、幼児児童間の交流や教師間の連携等、「交流連携」を継続的に実施しております。
（参考）
 - ・幼児児童間交流：お祭り、運動会、音楽会、図工を一緒にする等
 - ・教師間連携：お互いの研究会に参加、小学校への引継ぎ、意見交換等
 - ・施設の相互利用：校庭、園庭、図書館、体育館、プール、トイレの使用等
- これまでの取組の中で就学前教育施設や小学校の教職員に、幼保小の連携について理解を深めること等により、「全体研修会」「地区別情報交換会」「公開教育」への参加者は増加傾向にあります。
- 令和 3 年度より、5 歳児のカリキュラム（アプローチ時期）と小学校 1 年生のカリキュラム（スタート時期）を一体的に捉えた、独自のカリキュラムを実施している幼保小接続カリキュラム実践校園所を 2 カ所（塚口・立花）で設置しており、令和 5 年度現在は 4 カ所の校園所（塚口・立花・水堂・七松）に拡充しております。

課題等

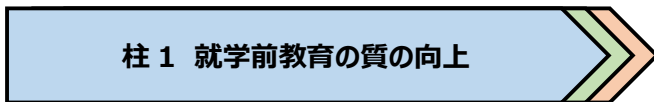
- 「全体研修会」「地区別情報交換会」「公開教育」や「交流連携」については、参加・実施できていない校園所もあり、また、独自のカリキュラムを実施している幼保小接続カリキュラム実践校園所も少ない状況にあります。そのため、幼保小連携の取組事例の情報共有等を通して、就学前教育施設、小学校、保護者等に幼児期と児童期の「接続期」が、子どもの育ちにとって重要であることの理解を深めるとともに、就学前教育施設については、官民幼保の横の連携や小学校との縦の連携をより一層構築する必要があります。
- 幼保小接続カリキュラム等の幼保小連携推進事業が、具体的に子どもにどのような影響を与えているのかが教職員等にとって分かりにくいといった課題があります。
- 「全体研修会」や「地区別情報交換会」等の機会はあるものの、「交流連携」や幼保小接続カリキュラムの実践方法等が教職員等にとって分かりにくいといった課題があります。
- 学識経験者からの指導や助言を受ける機会はあるものの、就学前教育施設へ幼保小の連携にかかる専門的なアドバイス等をするための仕組みが十分に整備されていません。

§2 尼崎市が目指す就学前教育の取組

就学前教育施設の現状を踏まえ、次の3つの項目を柱に設定し、尼崎市が目指す就学前教育の方向性を示すとともに、その方向性に基づき、官民幼保が連携しながら重点的に取り組む内容を掲げます。



1 3つの柱の推進



【方向性】

- ① 就学前の教育内容が、どのように
 - ▶ 幼稚園教育要領等に共通する「育みたい資質・能力」を育み、それが「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」につながっているのか、
 - ▶ 小学校以降の「後伸びする力」「生きる力」（非認知能力等）につながっているのか、等の研究を行い、その成果を市内の就学前教育施設、小学校、保護者等に情報発信し、地域全体（子どもに関わる全ての人）が子どもにとってどのような教育が大切なのかの理解を深めることにより、就学前の教育内容の充実を図ります。
- ② 就学前教育施設の教職員が、
 - ▶ 教育内容の研究・実践結果や地域の子育て支援事業等の実施内容について、情報発信や情報共有、意見交換等を行う場を設置することや、
 - ▶ 必要に応じて、教育内容にかかる専門的な助言・情報提供等を受けられることができる体制を構築すること等により、市内の就学前教育施設の教職員の資質向上を図ります。
- ③ 平成26年12月に策定した就学前の教育方針である「就学前の子どもの教育・保育についての基本的な考え方」について、国の政策や本市におけるこれまでの教育の進捗状況等を踏まえた改訂を行い、尼崎市の就学前教育のスタンダードに位置づけます。

【主な取組内容】

（「（仮称）就学前教育会議」の設置）

- 官民幼保が連携し就学前教育の充実策の検討等を行うために、市内の公私立の幼稚園・保育所、私立の認定こども園の代表者を構成員とする会議体（「（仮称）就学前教育会議」）を新たに設置し、学識経験者からのアドバイス等を受けながら、就学前教育施設における研究・実践結果等を情報発信するとともに、「官民幼保の取組や成果」「国や他都市の先進事例」の情報共有や意見交換等を行います。

※代表者以外が情報発信や意見交換等をする場としては、柱 3 の「全体研修会」や「地区別情報交換会」等を活用する。
（学びと育ち研究所との連携等）

- 就学前教育内容がどのように「育みたい資質・能力」を育み、それが「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」につながっているのか、また、小学校以降の「後伸びする力」「生きる力」（非認知能力等）につながっているのかを学びと育ち研究所との連携や国・他都市等の取組事例を参考に検証等を行います。

（幼児教育アドバイザーの派遣、人材育成）

- 「幼児教育アドバイザー」（詳細は 14 頁に記載）を配置し、本アドバイザーを市内の就学前教育施設へ派遣することにより、教育内容にかかる専門的な助言・情報提供、園内研修会、事例研究会等の支援等を行います。

（就学前教育のスタンダードの作成）

- 尼崎市の就学前教育のスタンダードとして、幼稚園教育要領等において共通化し明確にされた「育みたい資質・能力」「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」、幼保小の架け橋プログラム等の国の政策や教育内容の検証・幼保小接続カリキュラムの実践等、本市の就学前教育における取組内容を踏まえ「就学前の子どもの教育・保育についての基本的な考え方」を改訂します。

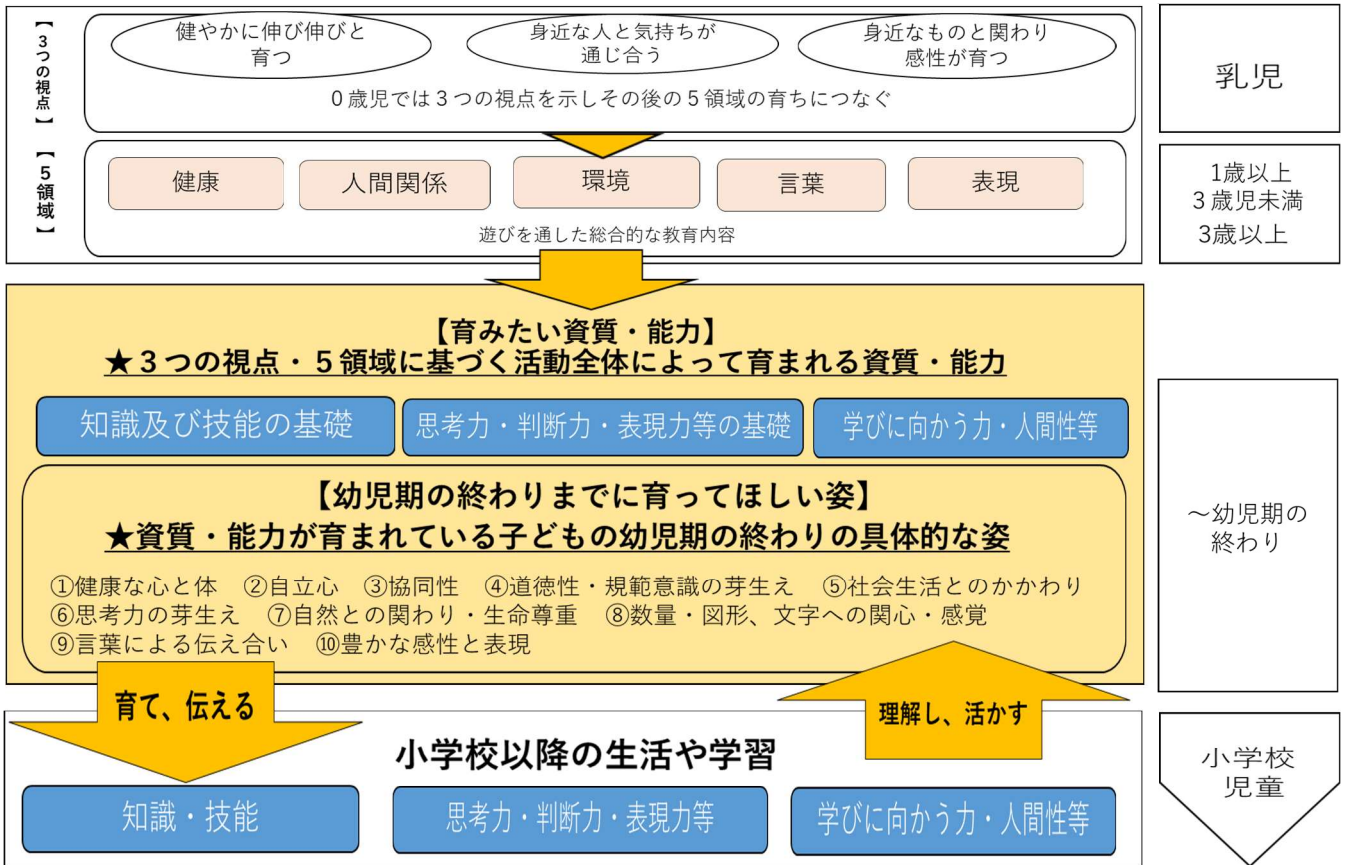
（地域の子育て支援事業等の充実）

- 「（仮称）就学前教育会議」等を活用し、「家庭や地域と連携した幼児期の教育のセンター的機能」の役割を担う市立幼稚園が中心となって、市内の就学前教育施設が実施している地域の子育て支援事業や発達相談等の情報発信や情報共有、意見交換を行うこと等により、就学前教育施設における地域の子育て支援事業や発達相談の取組を充実し、これまで以上に、保護者や子どもが参加・相談しやすい環境を整備します。

（情報発信）

- 上記取組の成果等については、ホームページ・YouTube・Instagram等の電子媒体や、リーフレット等の紙媒体を活用することで、効果的に就学前教育施設、小学校、保護者等へ情報発信します。

(参考①：幼稚園教育要領等における「育みたい資質・能力」「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」)



(参考②：「尼崎市就学前の子どもの教育・保育についての基本的な考え方（リーフレット）」より)



柱 2 インクルーシブ教育の推進

【方向性】

障害者権利条約の趣旨等を踏まえつつ、以下の方向性でインクルーシブ教育を推進します。

- ① 近年、特別な支援が必要な子どもの数が増加するとともに支援内容も多様化し、子ども一人一人の発達の特性に合った適切な支援等を行う必要があり、今後もその傾向が継続することが予想される中、
 - ・ 市立幼稚園において、特別な支援が必要な子どもの受入の拡充、入園基準や職員配置基準について整理を行った上で、第三者の意見を踏まえ入園や職員配置を判断します。
 - ・ 私立幼稚園等においても、特別な支援が必要な子どもの受入環境を整備するための施策を実施します。
- ② 就学前教育施設の教職員が、
 - ▶ インクルーシブ教育の研究・実践結果や特別な支援が必要な子どもの就園方法、小学校への引継方法等について、情報発信や情報共有、意見交換等を行う場を設置することや、
 - ▶ 必要に応じて、インクルーシブ教育の推進にかかる専門的な助言・情報提供等を受けられる体制を構築すること等により、市内の就学前教育施設の教職員の資質向上を図ります。
- ③ 就学前教育施設の教職員・保護者等が交流できる場を設置することや外国籍の子どもを含めた市立幼稚園におけるインクルーシブ教育の研究・実践を行い、その成果を就学前教育施設、小学校、保護者等に情報発信し、地域全体（子どもに関わる全ての人）が特別な支援が必要な子ども等の理解を深めることにより、インクルーシブ教育の充実を図ります。

【主な取組内容】

（特別な支援が必要な子どもの受入人数の拡充）

- 市立幼稚園における現在の特設学級（各年齢定員 5 人）を廃止し、各学級における定員内で受け入れ、1 学級における特別な支援が必要な子どもの受入人数を拡充します。（現時点では、1 学級における特別な支援が必要な子どもの受入人数は、原則、定員の概ね 1/3 以内を想定。但し、あくまで目安であり、子どもの状況によっては、1/3 を超えて受け入れる場合や下回る場合もあります。）

※ 令和 8 年度の新入園児より受入人数の拡充を行います。

- ▶ 1 学級 25 人定員の場合 ⇒ 通常幼児概ね 17 人：特支幼児概ね 8 人
- ▶ 1 学級 30 人定員の場合 ⇒ 通常幼児概ね 20 人：特支幼児概ね 10 人
- ▶ 1 学級 35 人定員の場合 ⇒ 通常幼児概ね 23 人：特支幼児概ね 12 人

（就園検討会議の運営）

- 特別な支援が必要な子どもの入園や加配職員の配置人数について、令和 5 年度に設置した就園検討会議の意見を踏まえながら、子ども一人ひとりの育ちにとってどのような集団保育が望ましいのか、また、そのためにはどのような支援が必要かを考えた上で判断します。

※ なお、就園検討会議は、医師・臨床心理士等の専門家や庁内関係課の職員で構成します。また、現時点においては決定機関ではなく、より入園等の判断をやすくするために、意見を聴取するための機関として設置します。

(私立幼稚園等への補助制度の創設)

- 私立幼稚園等において、特別な支援が必要な子どもの受け入れを推進するための補助制度を創設します。

(幼児教育アドバイザーの派遣、人材育成)

- 「幼児教育アドバイザー」(詳細は 14 頁記載)を配置し、本アドバイザーを市内の就学前教育施設へ派遣することにより、特別な支援が必要な子どもの支援方法の助言・情報提供、園内研修会、事例研究会等の支援を行います。

(交流の場の設置、発達相談)

- その他、市立幼稚園の空き保育スペースを活用して、市内の就学前教育施設における特別な支援が必要な子どもの保護者や特別支援教育に関わる教職員が交流できる場を新たに設置するとともに、特別支援教育専門相談員による発達相談等を行います。

(情報発信等)

- 特別な支援が必要な子どもの数が増加するとともに、支援内容が多様化していること等から、「(仮称)就学前教育会議」を活用すること等により、市立幼稚園等における研究・実践結果を情報発信するとともに、「官民幼保の取組や成果」「国や他都市の先進事例」の情報共有や意見交換等を行います。
- 上記の取組みの成果等については、ホームページ・YouTube・Instagram等の電子媒体や、リーフレット等の紙媒体を活用することで、効果的に就学前教育施設、小学校、保護者等へ情報発信します。

柱 3 幼稚園・保育所と小学校の円滑な接続

【方向性】

- ① 5 歳児のカリキュラム(アプローチ時期)と小学校 1 年生のカリキュラム(スタート時期)を一体的に捉えた独自のカリキュラムを実施している幼保小接続カリキュラム実践校園所や交流連携(幼児児童間交流、教師間連携、施設の相互利用)を実施する校園所を増やす等、将来的には可能な限り市内の多くの校園所で、国が示す連携ステップ²のステップ 4(接続を見通して編成・実施された教育課程について、実践結果を踏まえ、更によりよいものとなるよう検討が行われている。)の状態を目指します。

※現在は多くの校園所がステップ 2 の状態

² 連携ステップ

ステップ 0 : 連携の予定・計画がまだない。

ステップ 1 : 連携・接続に着手したいが、まだ検討中である。

ステップ 2 : 年数回の授業、行事、研究会などの交流があるが、接続を見通した教育課程の編成・実施は行われていない。

ステップ 3 : 授業、行事、研究会などの交流が充実し、接続を見通した教育課程の編成・実施が行われている。

ステップ 4 : 接続を見通して編成・実施された教育課程について、実践結果を踏まえ、更によりよいものとなるよう検討が行われている。

- ② 就学前教育施設や小学校の教職員が、
- ▶ 幼保小連携推進の取組について、情報発信や情報共有、意見交換等を行う場を設置することや、
 - ▶ 必要に応じて、幼保小接続カリキュラムの作成や交流連携等の幼保小の連携推進にかかる専門的な助言・情報提供等を受けられる体制を構築すること
- 等により、市内の就学前教育施設の教職員の資質向上を図ります。
- ③ ・ 「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」が到達目標ではなく、小学校以降の実践につなげていく必要があること
- ・ 「接続期」がその後の学びのプロセスの基盤となること等の幼保小連携の重要性
 - ・ 幼保小接続カリキュラムの実践等、幼保小連携推進事業の効果検証を行い、その成果等を就学前教育施設、小学校、保護者等に情報発信し、地域全体（子どもに関わる全ての人）が幼保小連携の理解を深めることにより、幼児期から児童期への学びの連続性を意識した教育に取り組みます。

【主な取組内容】

（幼保小連携推進委員会の運営等）

- 官民幼保が連携し幼保小連携の充実策の検討等を行うため、現在実施している「幼保小連携推進委員会」「全体研修会」「地区別情報交換会」「公開教育」において、学識経験者からのアドバイス等を受けながら、就学前教育施設における研究・実践結果を情報発信するとともに、「官民幼保小の取組や成果」「国や他都市の先進事例」の情報共有や意見交換等を行います。

※ 現在実施している「幼保小連携推進委員会」については、「（仮称）就学前教育会議（幼保小連携推進部会）」に位置づける予定です。

- 「全体研修会」「地区別情報交換会」「公開教育」については、市内の就学前教育施設の教職員や小学校の教職員、更には、「接続期」の5歳児、1年生の担任だけでなく、全ての学年の教職員に参加を促すことで、幼保小の連携について理解を深めます。

（幼保小連携推進事業の効果検証）

- 幼保小接続カリキュラムが、幼児期から児童期における円滑な接続の観点でどのような成果があったのか等、幼保小連携推進事業の効果検証を行います。

（幼児教育アドバイザーの派遣）

- 「幼児教育アドバイザー」（詳細は14頁記載）を配置し、本アドバイザーを市内の就学前教育施設へ派遣することにより、幼保小の連携推進にかかる専門的な助言・情報提供、園内研修会、事例研究会等の支援を行います。

（人材育成）

- 市立の就学前教育施設と小学校の教職員が相互の取組を学ぶための効果的な研修等の実施を検討します。

（情報発信）

- 上記の取組の成果等については、ホームページ・YouTube・Instagram等の電子媒体や、リーフレット等の紙媒体を活用することで、効果的に就学前教育施設、小学校、保護者等へ情報発信します。

2 「幼児教育アドバイザー」の配置

(1) 配置趣旨

「尼崎市就学前教育ビジョン」の3つの柱「就学前教育の質の向上」「インクルーシブ教育の推進」「幼稚園・保育所と小学校の円滑な接続」に掲げる取組を推進するため幼稚園または小学校教諭の免許や保育士の資格を有する「幼児教育アドバイザー」を配置し、市内の就学前教育施設（0歳～5歳）の教職員に対する支援を行います。

(2) 機能・役割

市内の就学前教育施設に、3つの柱にかかる専門的な助言・情報提供、園内研修（自主研修を含む。）、事例研究会等の支援を行います。

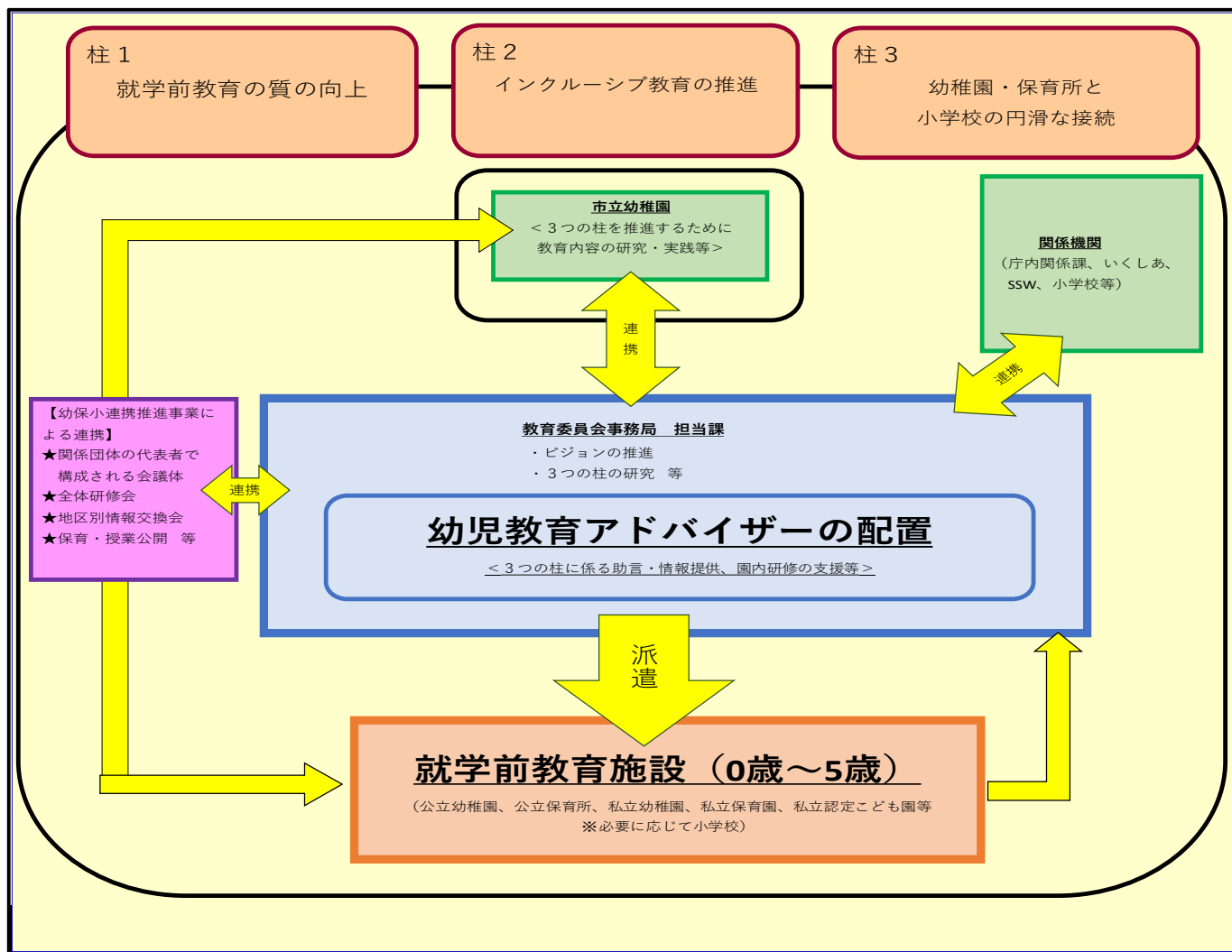
また、幼児教育アドバイザーは、必要に応じて関係機関へのつなぎ支援やSSWとの連携も行います。

なお、市立幼稚園での研究・実践成果、他の就学前教育施設や関係機関から情報提供を受けた研究・実践成果、幼児教育アドバイザーが現地に出向くことにより把握したニーズや事例も、幼児教育アドバイザーの派遣に活用します。

(3) 配置時期

令和8年度（予定）

（参考③：「幼児教育アドバイザー」派遣イメージ）



§3 市立幼稚園の運営体制等

市立幼稚園については、本市における就学前の学校教育の水準を示す役割や特別な支援が必要な子どもを可能な限り受け入れる役割等を担っていると考えておりますが、園児数が大幅に減少し、一方では、特別な支援が必要な子どもの入園割合が増加傾向にあります。また、本市全体の保育需要は増加の一途にあり、待機児童の解消は、本市の子育て支援を推進していく中で、喫緊の課題となっております。

このような状況のため、費用対効果を勘案するとともに官民幼保の就学前教育施設同士が連携しながら、以下のとおり、再配置やインクルーシブ教育の充実（教育期間の見直し、受入人数の拡充）等を図る中で、市立幼稚園の役割を果たしていきます。

また、市立幼稚園については、幼保連携の視点から、一時預かり事業の拡充による待機児童対策等も実施します。

1 市立幼稚園の役割

市立幼稚園は、他の就学前教育施設と連携しながら本市において確保されるべく就学前の学校教育の水準を示すとともに、その水準を向上させる役割を担っていると考えております。このことから、本ビジョンにおける、3つの柱に関する研究・実践等、3つの柱を推進するための取組については、3年保育を実施する中で市立幼稚園が中心となって推進します。

- ▶ 特に、柱1では、就学前の教育内容と小学校以降の「後伸びする力」「生きる力」のつながりについての検証等を、柱2では、本ビジョンにおいて、市立幼稚園は特別な支援が必要な子どもの受入人数を拡充し、定員の概ね1/3受け入れることとしており、これらの幼保小連携の実践内容の就学前教育施設等への情報発信等を、柱3では、これまでアプローチ時期に有効なカリキュラムの作成や学識経験者が参加する中で教育内容の公開等を市立幼稚園が実施しておりますが、今後も引き続き市立幼稚園が中心となって幼保小連携を推進し、更に、これらの取組の効果についての検証等を行います。

- ▶ なお、3つの柱の推進については、幼児教育アドバイザーとの連携を図りながら推進します。

また、市立幼稚園は、増加する特別な支援が必要な子どもを可能な限り受け入れる役割を担っていると考えております。

2 市立幼稚園の再配置

近年における市内の就学前児童数の減少に伴い、特に公立・私立ともに幼稚園・認定こども園（1号）の利用者数は減少しており、今後も減少していくことが見込まれる中、費用対効果を勘案するとともに官民幼保の就学前教育施設同士が連携しながら就学前教育の取組を推進していく必要があります。

また、特別な支援が必要な子どもの受入枠の拡充や教育期間（保育年齢）の見直しを行う等、市立幼稚園が3つの柱を推進するためには、人材等の資源を集中させる必要があります。

このような状況の中、少子化を見据えた効果・効率的な運営体制を構築するため、市立幼稚園の再編を行います。

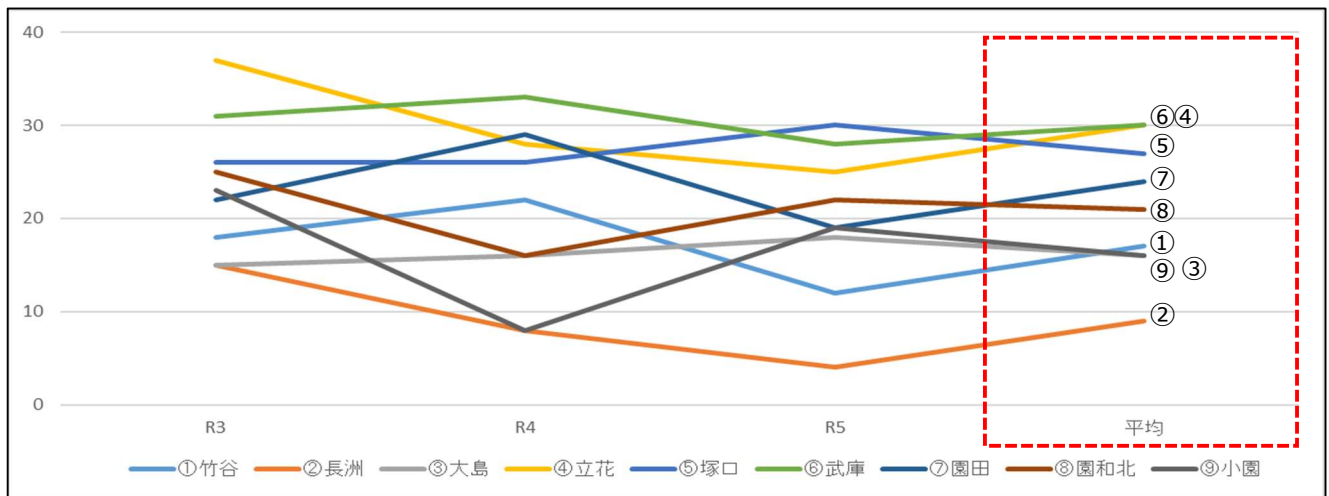
(1) 再配置する幼稚園の考え方

再配置する市立幼稚園は、保護者の需要や地域性（北部、南部、中部）等を踏まえ、大島、立花、塚口、武庫、園田、園和北の 6 園とし、比較的保護者需要（近年の新入園児数）が少ない竹谷、長洲、小園の 3 園については、令和 8 年度から 4 歳児の募集を停止し、令和 9 年度から廃止します。

(2) 存続する園の今後について

存続する幼稚園については、新入園児数が 3 年連続して、定員の半数以下となった場合は、原則、廃止することとし、継続的に市立幼稚園の園数を見直し、段階的に再配置することにより、今後におけるさらなる少子化を見据えた効果・効率的かつ適正な運営体制の構築を目指します。（令和 8 年度の新入園児数より適用。）

（参考④：過去 3 か年の各市立幼稚園の新入園児数（4 歳児）の推移）

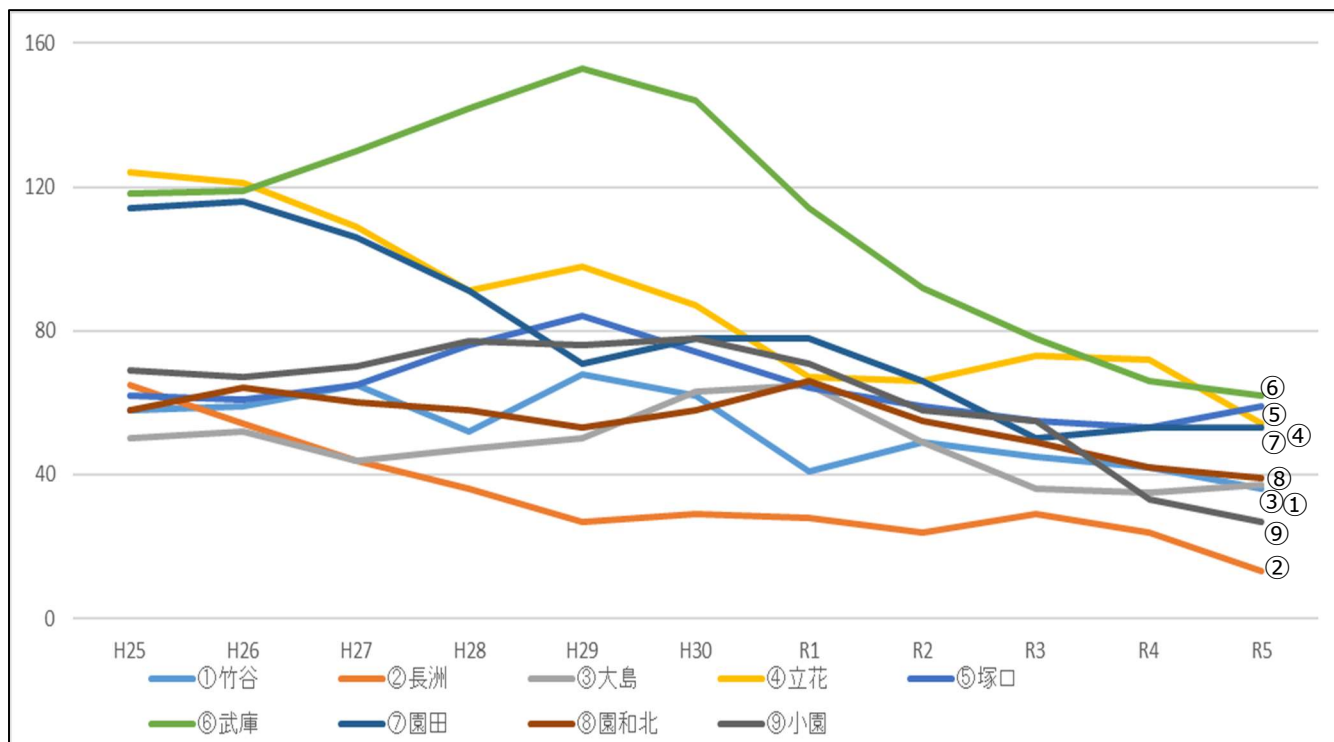


(単位：人)

幼稚園名	R3			R4			R5			平均		
	通常学級	特設学級	計	通常学級	特設学級	計	通常学級	特設学級	計	通常学級	特設学級	計
①竹谷	15	3	18	17	5	22	11	1	12	14	3	17
②長洲	12	3	15	6	2	8	2	2	4	7	2	9
③大島	10	5	15	12	4	16	12	6	18	11	5	16
④立花	32	5	37	23	5	28	17	8	25	24	6	30
⑤塚口	21	5	26	22	4	26	21	9	30	21	6	27
⑥武庫	26	5	31	28	5	33	19	9	28	24	6	30
⑦園田	20	2	22	25	4	29	14	5	19	20	4	24
⑧園和北	21	4	25	14	2	16	18	4	22	18	3	21
⑨小園	20	3	23	4	4	8	16	3	19	13	3	16

※園児数は各年度 5 月 1 日現在

(参考⑤：近年における各市立幼稚園の園児数の推移)



(単位：人)

幼稚園名	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
①竹谷	58 (5)	59 (8)	65 (10)	52 (3)	68 (3)	62 (7)	41 (4)	49 (7)	45 (8)	42 (10)	36 (6)
②長洲	65 (5)	54 (5)	44 (6)	36 (4)	27 (4)	29 (5)	28 (3)	24 (3)	29 (6)	24 (5)	13 (4)
③大島	50 (-)	52 (-)	44 (1)	47 (5)	50 (6)	63 (8)	65 (5)	49 (8)	36 (10)	35 (9)	37 (11)
④立花	124 (9)	121 (10)	109 (6)	91 (7)	98 (10)	87 (10)	67 (10)	66 (10)	73 (9)	72 (10)	54 (13)
⑤塚口	62 (-)	61 (-)	65 (2)	76 (5)	84 (6)	74 (9)	64 (9)	59 (10)	55 (10)	53 (9)	59 (14)
⑥武庫	118 (-)	119 (-)	130 (4)	142 (6)	153 (4)	144 (9)	114 (7)	92 (9)	78 (10)	66 (10)	62 (14)
⑦園田	114 (-)	116 (-)	106 (4)	91 (5)	71 (1)	78 (6)	78 (8)	66 (7)	50 (4)	53 (6)	53 (10)
⑧園和北	58 (-)	64 (-)	60 (3)	58 (7)	53 (6)	58 (3)	66 (5)	55 (5)	49 (6)	42 (6)	39 (6)
⑨小園	69 (-)	67 (-)	70 (3)	77 (9)	76 (6)	78 (3)	71 (6)	58 (9)	55 (8)	33 (7)	27 (7)

※園児数は各年度 5月1日現在

※ () の人数はうち特設学級園児数

(参考⑥：市立幼稚園、私立幼稚園・認定こども園（1号）の市負担額の比較（令和5年度予算ベース）)

区分	市立幼稚園	私立幼稚園・認定こども園（1号）
歳出 (運営費等)	608,000 千円	2,691,000 千円
歳入 (国庫・県費補助金)	8,000 千円	1,884,000 千円
園児数	380 人	4,281 人
一人あたりの市負担	約 160 万円	約 63 万円
(参考) 一人あたりの市負担 (一般財源ベース)	約 158 万円	約 19 万円

※私立幼稚園には別途、兵庫県において運営費（私学助成等）が予算計上されております。

(3) 学級定員の考え方

存続する幼稚園における各学年の学級定員は、幼稚園設置基準（1学級35人以下）の最大人数を基準に、4・5歳児からの入園希望者の受入人数を勘案し、特別な支援が必要な子どもを含め3歳児を25人、4歳児を30人、5歳児を35人に設定します。

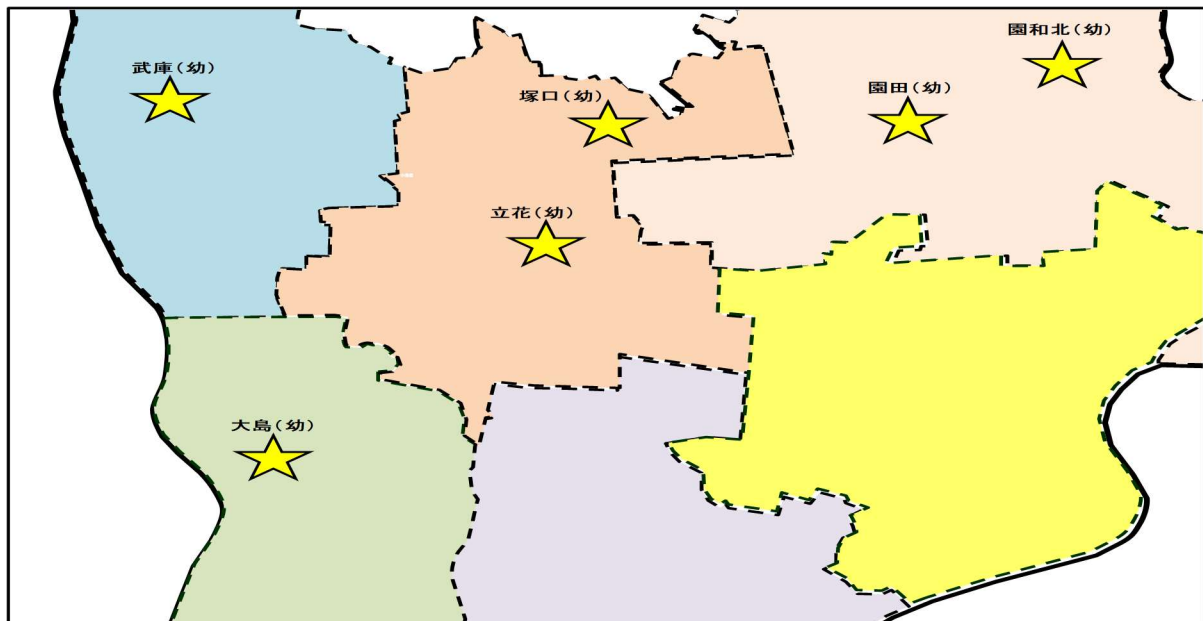
また、各年齢の学級数は、現在の各園の園児数を勘案し、1学級とします。

※ 存続する6園については、令和8年度の新入園児（3歳児、4歳児）より新基準の定員に変更しますが、5歳児については旧基準のままとなります。令和9年度より新基準で全面実施を予定しております。

(参考⑦)：再配置後の学級数、定数)

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	計	
現行 (R5)	市立幼稚園	竹谷	長洲	大島	立花	塚口	武庫	園田	園和北	小園	計	
	学級数	4歳	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9
		5歳	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9
		特設	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9
		合計	3	3	3	3	3	3	3	3	3	27
	在園児数	4歳	11	2	12	17	21	19	14	18	16	130
		5歳	19	7	14	24	24	29	29	15	4	165
		特設	6	4	11	13	14	14	10	6	7	85
		合計	36	13	37	54	59	62	53	39	27	380
	案 (R9~)	市立幼稚園	● 廃止	● 廃止	○ 存続	○ 存続	○ 存続	○ 存続	○ 存続	○ 存続	○ 存続	● 廃止
学級数		3歳			1	1	1		1			4
		4歳			1	1	1	1	1	1		6
		5歳			1	1	1	1	1	1		6
		合計			3	3	3	2	3	2		16
定員		3歳			25	25	25		25			100
		4歳			30	30	30	30	30	30		180
		5歳			35	35	35	35	35	35		210
		合計			90	90	90	65	90	65		490

(参考⑧)：再配置後の市立幼稚園位置図)



(4) 通園補助等

現在、公共交通機関の利用者に通園に要する経費の一部を補助することにより、経費負担の軽減を図っておりますが、現行制度を拡充し、身体障害者等が自動車を通園する必要がある場合は、駐車場代を補助する等、通園に係る補助制度等の拡充を検討します。

(開始時期：令和8年度(予定))

3 インクルーシブ教育の充実

尼崎市就学前教育ビジョンでは、市内の就学前教育施設のインクルーシブ教育を推進するために、市立幼稚園において、特別な支援が必要な子どもの受入人数の拡充、「就園検討会議」の運営、職員配置の充実やインクルーシブ教育の研究実践等を行うこととしておりますが（詳細は 11-12 頁記載）、これらの取組をより効果的に実施するために、以下の内容について充実を図ります。

(1) 教育期間（保育年齢）の見直し

幼稚園教育要領の考え方において、「「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は 5 歳児に突然見られるようになるものではないため、5 歳児だけではなく、3 歳児、4 歳児の時期から、幼児が発達していく方向を意識して、それぞれの時期にふさわしい指導を積み重ねていくことに留意する必要がある」と示されている中、3 歳児から子ども一人一人の発達特性に応じた適切な支援を行うため、また、増加している特別な支援が必要な子どもが、可能な限り幼児教育を受けることができないという状況にならないようにするため、更には、特別支援教育の研究実践を進めるためにも、市立幼稚園での 3 歳児からの受入は必要であります。

そのため、本ビジョンにおけるインクルーシブ教育の充実に向けた取組として、費用対効果等を勘案する中で、大島、立花、塚口、園田の 4 園において、現行の教育期間である 2 年から 3 年への実施体制へ見直します。

（開始時期：令和 8 年度（予定））

また、各園で、インクルーシブ教育を充実させる取組として異年齢の交流を行い、更には、市立の小・中学校においては、令和 4 年度より全校に特別支援教育支援員を配置するとともに、通級による指導を実施する体制を整備する等、特別支援教育の取組を拡充しており、市立幼稚園でのインクルーシブ教育の取組を、小中学校の取組へつなげることで、市立幼稚園、小・中学校が連続性を持って、子ども一人一人の発達に応じた適切な支援を行います。

(2) 受入人数の拡充

特別な支援が必要な子どもの増加に対応するため、市立幼稚園における特別な支援が必要な子どもの受入人数については、教育期間や各年齢の受入枠の見直しにより、現在の 90 人（9 園）から概ね 164 人（6 園）まで拡充します。

●特別な支援が必要な子どもの受入人数

<現在>

各園 10 人（4 歳児：5 人、5 歳児：5 人）×9 園＝計 90 人



<見直し後（予定）>

①3 年保育実施園（4 園）

各園概ね 30 人（3 歳児：概ね 8 人、4 歳児：概ね 10 人、5 歳児：概ね 12 人）×4 園＝計概ね 120 人

②2 年保育実施園（2 園）

各園概ね 22 人（4 歳児：概ね 10 人、5 歳児：概ね 12 人）×2 園＝計概ね 44 人

①＋②＝計概ね 164 人

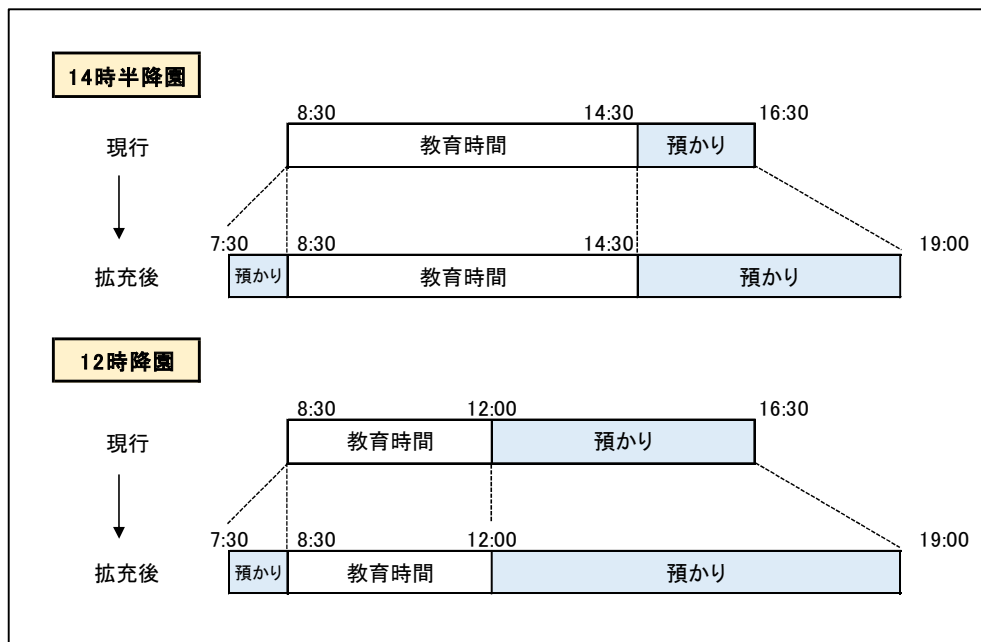
4 幼保連携等による取組

(1) 一時預かり事業の拡充

働きながら子育てする家庭等を支援するため、存続する園の一時預かり事業の実施時間について拡充します。

その内容としては、公立保育所の開所時間と合わせ、現在、市立幼稚園において教育課程に係る教育時間終了後 16 時 30 分までの実施時間を 19 時まで拡充し、現在実施していない教育課程に係る教育時間開始前に 7 時 30 分から 8 時 30 分までの間、新たに実施します。（開始時期：令和 8 年度（予定））

（参考⑨：一時預かり事業の拡充イメージ）



(2) 跡地活用等

再配置後の市立幼稚園の廃園跡地については、次のとおり活用を検討していきます。

- ▶ 竹谷幼稚園
隣接する竹谷小学校の敷地に編入（予定）
- ▶ 長洲幼稚園
杭瀬保育所の建替地としての活用（予定）
- ▶ 小園幼稚園
教育財産から普通財産へ所管替えし、その他の施策への活用を検討

(3) 認定こども園

認定こども園とは、教育・保育を一体的に行う施設で、

- ア 保護者の就労の有無にかかわらず施設の利用が可能
- イ 集団活動・異年齢交流に大切な子ども集団を保ち、すこやかな育ちを支援
- ウ 既存の幼稚園の活用により待機児童対策を推進
- エ 育児不安の大きい専業主婦家庭への支援を含む地域における子育て支援の充実

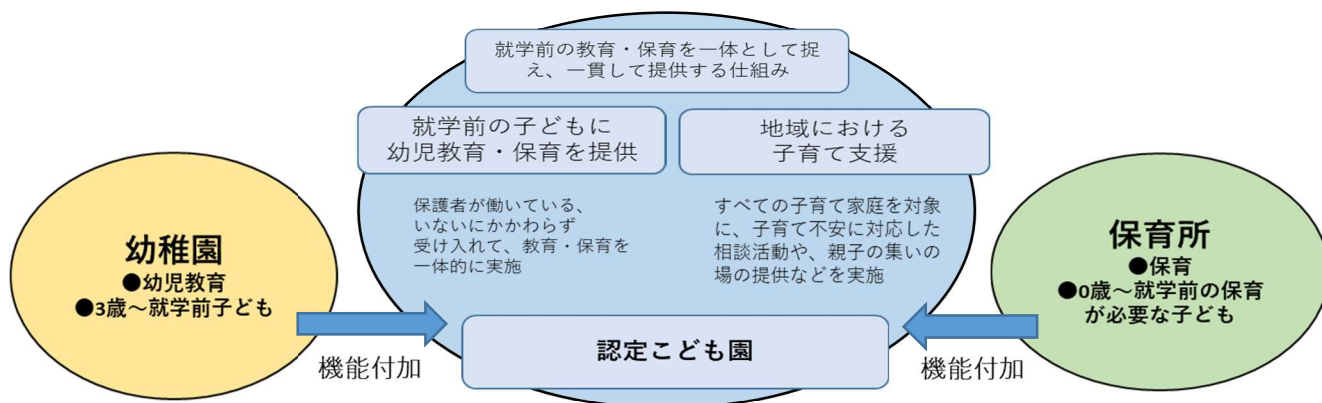
といった有効性があります。

但し、認定こども園を設置するには、建物や土地の確保、幼稚園と保育所職員の連携、職員の配置や施設整備に必要な財源の確保等の課題があります。

また、本市の就学前児童数は今後減少し続け、増加を続ける保育需要も将来的にどのような状況になるのか予想ができない等、本市の就学前児童の状況は、今後大きく変化することが見込まれる中、新たな就学前教育施設の設置は難しいと判断しました。

そのため、本ビジョンでは認定こども園の設置については、見送るものとしますが、今後については、本ビジョンの見直し・点検時等を含め新たに就学前教育施設の方向性について検討する際には、認定こども園の設置についての必要性や有効性が認められる場合は、再度検討することとします。

(参考⑩：認定こども園の機能イメージ)



§4 スケジュール

年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度～
行 程			
	園 数	9 園	9 園

§5 尼崎市就学前教育ビジョンの実施期間等

本ビジョンの始期は令和 7 年度とするが、本市の就学前児童数や近年における幼児教育を巡る国の政策等に大きな変化が見られる状況であるため、終期は定めないものとします。

但し、本ビジョンの点検や見直しを原則 5 年ごとに実施し、その中で必要に応じて、改廃（次期計画の策定を含む。）するものとします。

令和 6 年 2 月

尼崎市・尼崎市教育委員会

ひと咲き まち咲き あまがさき